○中部地方整備局告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千九百九十四号四日市都市計画、鈴鹿都市計画及び亀山都市計画下水道事業北勢沿岸流域下水道（南部処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十二年十一月二十六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百八十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月十四日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	田中　明
変更後	松田　博文

(2)　変更年月日

平成二十五年六月二十七日

○近畿地方整備局告示第百八十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月十四日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人和歌山県建築住宅防災センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	野島　育夫
変更後	−

(2)　変更年月日

平成二十五年七月一日

人事異動

内閣

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に採用する　北村　隆志

内閣官房国土強靱化推進室次長を命ずる（八月五日）

（内閣府政策統括官（防災担当））

内閣府事務官　日原　洋文

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房東日本大震災対応総括室長を命ずる

（同）同　原田　保夫

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房東日本大震災対応総括室長を免ずる（以上八月八日）

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う

国務大臣に指定する

同　石原　伸晃

内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる

（消費者庁総務課長）内閣府事務官　服部　高明

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる

（内閣府大臣官房）同　坂田　進

（内閣府参事官（総括担当）（政策統括官（経済社会システム担当））付）（併）経済社会総合研究所経済研修所）同　林　伴子

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を命ずる（各通）

（内閣府大臣官房）同　岡本　直樹

（内閣府参事官（総括担当）（政策統括官（経済社会システム担当））付）（併）経済社会総合研究所経済研修所）同　籠宮　信雄

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を免ずる（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　川崎　泰史

内閣府に出向させる（以上八月九日）

○国土交通大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

国土交通大臣太田昭宏海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う

国務大臣に指定する（八月十日）

（外務省大臣官房）外務事務官　鯰　博行

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（同）同　海部　篤

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上八月十一日）

公正取引委員会

（内閣府経済社会総合研究所総務部長）内閣府事務官　小野　稔

中部事務所長に昇任させる

（中部事務所長）同　私市　光生

内閣府に出向させる（以上八月九日）

法務省

（秋田地方検察庁検事正兼仙台高等検察庁秋田支部長）検事　片岡　弘

最高検察庁検事に配置換する

仙台高等検察庁検事の併任を解除する

（名古屋地方検察庁次席検事）同　矢野　元博

秋田地方検察庁検事正に配置換する

仙台高等検察庁検事に併任する

仙台高等検察庁秋田支部勤務を命ずる

仙台高等検察庁秋田支部長を命ずる

（札幌地方検察庁次席検事）同　大圖　明

名古屋地方検察庁検事に配置換する

名古屋地方検察庁次席検事を命ずる

（東京地方裁判所判事）判事　都築　政則

検事一級（最高検察庁検事）に任命する

法務省大臣官房訟務総括審議官に充てる